

安全保障理事会決議 1832 (2008)

2008年8月27日、安全保障理事会第5967回会合にて採択

安全保障理事会は、

レバノン情勢に関する安保理議長声明と同様、レバノンに関するすべての安保理の諸決議、とりわけ決議 425 (1978)、426 (1978)、1559 (2004)、1680 (2006)、1701 (2006) および 1773 (2007) に留意し、

レバノン首相から事務総長への 2008年8月18日の書簡において表明された、UNIFIL の職務権限を一年間の新たな期間、修正なしで延長するというレバノン政府の要請に答え、この延長を勧告する事務総長から安保理議長への 2008年8月21日の書簡 (S/2008/568) を歓迎し、

決議 1701 (2006) のすべての条項を完全に履行する安保理の公約、そして決議に描かれた永続的な停戦および長期的な解決の確保を援助する安保理の責任を再確認し、

国際連合要員および関連要員の安全に関する条約に含まれる関連原則を想起し、

UNIFIL の要員、特にその司令官の積極的な役割そして貢献を賞賛し、UNIFIL に提供する加盟国に対して、安保理の強い感謝を表明し、UNIFIL はその職務権限を遂行する為にすべての必要な手段と装備に従う必要があることを強調し、

レバノン情勢は、国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けることを決定し、

1 UNIFIL の現在の職務権限を 2009年8月31日まで延長することを決定する。

2 レバノン国軍と共に展開する UNIFIL の積極的な役割が、南レバノンにおいて新たな戦略環境の構築を支援したことを賞賛し、UNIFIL とレバノン国軍間

の調整された活動の拡大を歓迎し、この協力のさらなる拡大を奨励する。

- 3 すべての関与する当事者に対し、敵対行為の停止と全体のブルーラインを尊重し、国際連合および UNIFIL に完全に協力し、そして国際連合要員を危険にさらすいかなる一連の行動も避けることにより、および UNIFIL がその活動の領域内で完全な移動の自由を合意されていることを確保することを含め、UNIFIL と他の国際連合要員の安全を尊重する義務を徹底的に遵守することを求める。
- 4 すべての当事者に対し、決議 1701 (2006) に描かれた永続的な停戦と長期間の解決を達成するために、安全保障理事会と事務総長に完全に協力することを求め、そしてこの点においてより大きな進展への必要性を強調する。
- 5 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を履行し、その要員を国際連合行動規範に完全に追従させることを確保する、UNIFIL によって行われている努力を歓迎し、兵力提供諸国に対し、自国の要員がかかる行為に関与した場合には、適切な調査および処罰を確保するため、事前予防策および懲戒行動を講じることを促す。
- 6 事務総長に対し、4 か月ごとに、あるいは事務総長が適切と考えるいかなる時に、決議 1701 (2006) の履行に関し、理事会に報告し続けることを要請する。
- 7 1967 年 11 月 22 日の 242 (1967)、1973 年 10 月 22 日の 338 (1973)、および 2003 年 11 月 19 日の 1515 (2003) の安保理諸決議を含む、すべての安保理の関連決議に基づき、中東における、包括的で、公正且つ永続的平和を達成する重要性、そして必要性を強調する。
- 8 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。